

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市行政経営プラン推進委員会会議
開催日時	令和３年８月３日（火）午前９時から１２時まで
開催場所	岩倉市役所７階第２・第３委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：岩崎委員、赤堀委員、川中委員、村上委員、河合委員、戸田委員、三輪委員、西川委員、久馬委員、河村委員 説明者：総務部長、行政課長、健康課長、総務課長、消防署長、市民窓口課長、税務課長、長寿介護課長、学校教育課長、子育て支援課長、上下水道課長
会議の議題	第２期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和２年度実績報告及び５年間の総括について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された資料の名称	（資料１）第２期岩倉市行政経営プラン （資料２）第２期岩倉市行政経営プラン行動計画 （令和２年度実績報告及び５年間の総括案） （資料３）令和３年度行政経営プラン推進委員会タイムスケジュール （資料４）第２期岩倉市行政経営プラン行動計画令和２年度実績報告及び５年間の総括に係る資料 （資料５）岩倉市行政経営プラン推進委員会条例 （資料６）第２期岩倉市行政経営プラン行動計画５年間の総括に係るシートの説明
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	０人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1	議事 健康課から資料に基づき下記について説明があった。 27 がん検診等のセット受診の導入 49 がん検診申込機会の拡大 委員：検診には個別検診と集団検診があり、個別検診は直接電話で日にちを決めて予約し、

集団検診はあらかじめ日程が決まっていて、その日程で受診するものという認識で良いか。

健康課：個別検診は、市内の医療機関に委託するもので、受診者が直接医療機関に連絡を取って受診するものである。子宮頸がん検診だけは市内で1箇所しか実施できないため、その検診だけは市が仲介して検診を実施することとしている。集団検診は日程を決めていて、その日程で受診してもらうものである。

委員：セット受診になると、検診によって病院を変えるのか。同じところで様々な検診が受診できるのか。

健康課：セット受診の場合は、個別検診ではない。

委員：集団検診のみでの実施か。

健康課：集団検診のみで保健センターで実施している。

委員：日にちを設定して、その日にちで様々ながん検診を実施するということか。

健康課：そうである。平日だけだと受診できない方もいるので、土曜日、日曜日等も含めながら日程を設定している。

委員：ナンバー49のがん検診申込機会の拡大だが、令和2年度に事前に検体を提出する必要がある大腸がん、肺がん以外は実施とあるが、結果の記載をみると、子宮頸がんのみの実施とあるが、他の前立腺がん検診等は電話予約を実施しなかったということか。

健康課：前立腺がん検診も集団検診に含まれている。令和2年度は、集団検診は中止にしているので、電話予約も実施していないこととなる。子宮頸がん検診は、個別検診であるが、検診料の徴収を保健センターで実施していることから、受付を健康課で実施しており、電話予約を実施したものである。

委員：個別検診と集団検診でそれぞれがん検診が全てある訳ではないのか。個別検診のみ実施するがん検診や、集団検診のみ実施するものもあるのか。

健康課：子宮頸がん検診のみ個別検診のみとなっている。他のがん検診は集団、個別両方実施できる。

委員長：電話予約は保健センターを介した検診でのみ実施したということをはっきり書くと良い。新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたら、レディースセット検診の拡大や、今後の方針に記載のある受診場所の拡大を検討するということか。

健康課：そうである。

総務課及び消防署から資料に基づき下記について説明があった。

5 救急業務の高度化

32 救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上

委員長：この会議は毎年救急救命士の必要人数について言及がある。現状は十分か。必ず救急救命士が救急車に乗っているのか。

総務課：救急救命士の乗車率は未だ100%ではない。重複出動や、現有の救急車3台が全て出動する場合に、3台目に乗っていないことは今でもある。

副委員長：救急救命士について、令和２年度に１４人態勢が達成され。今後１９人態勢を目指すとしてあるが、何年を目標にするのか。また、現行の１４人態勢は何年持つのか。退職者もいると思う。その見通しはどうか。

総務課：１９人態勢についてだが、令和２年度に運用救急救命士が１４人体制となったのは、令和元年度採用の２名が運用救急救命士となったことによるものである。令和２年度も１人の採用者と１人の養成者があり、有資格者は２名増えている。その２名を令和４年度に運用開始するための教育をすれば１６人態勢になる。３年後には順当にいけば１９人態勢になる。ただし、年齢的なものもあるほか、愛知県が昨年度から指導救急救命士制度を敷いていて、救急救命士は、自前の救急救命士で育成するということから、指導で抜けてしまう。また、５０歳を区切りとして運用を外すこととしているが、あくまで目安なので、状況によっては運用を続けることとなる。以上から、１９人というのは変動するので、この年というのは言えないというのが現状である。

副委員長：計画どおり行くと令和７年度くらいに達成するのだろうと思うが、首長が配慮しながら、消防職員も頑張って５割程度が救急救命士という気持ちを持たないと、常時救急車に救急救命士が乗るということは難しいと思う。救急車に乗っているということが市民の意識にもなるので、頑張してほしい。

消防署：今の運用救命士の最高年齢は４８歳、後２年程度は運用が可能。管理職なので、どうなるかということもある。

副委員長：そこも見越しながら優先して救急救命士の養成を考えないといけない。

消防署：来年度までの救急救命士の養成は決めてあるので、追加でどれだけということが関わってくる。

委員長：安全・安心に直結する話なので、１９人体制を掲げているが、今後達成できるよう頑張してほしいということ。また、新型コロナウイルス感染症の関係で新しい資格が必要になったりしたのか。

総務課：特に新しいものはない。ただ、感染防止は徹底するようにという通知はでている。患者搬送後の消毒体制はしっかりと実施している。

委員：消防職員のワクチン接種状況はどうか。

総務課：消防職員５５人中、４９人は接種している。未接種職員は通信員等の打たなくてもよいという体制の職員である。通信員は、平成２８年から尾張中北センターに派遣しており、患者との接触がないので、優先的には打っていないというところである。

委員：ナンバー３２で、バイスタンダーＣＰＲの実施率を目標にするのは偶発的要素が多いとやはり思う。応急手当受講者の数字とするべきで、バイスタンダーＣＰＲはその結果というのが適切ではないか。

消防署：元々、平成２７年度までの行政経営プラン行動計画では、救急救命講習の受講率を目標としていたが、それだと頭打ちがきてしまった。バイスタンダーＣＰＲ実施率を目標とするのは究極的な目標設定だと認識はしているが、総合的に考えてこの目標設定とした。

委員：新型コロナウイルス感染症でもワクチン接種率が6割程度で有効になってくると聞いている。市内の受講者数がある程度あれば効果が出るということとも言えると思う。現状の目標設定では偶発的な要素がやはり強いと思う。受講者数が適切ではないか。

消防署：毎年分母が違ってくるので難しい面もある。社会復帰という目標の設定方法もあるが、結果がでるまでに時間がかかるので、それもまた難しいという面もある。

総務課：第5次岩倉市総合計画では応急手当の講習の受講者とバイスタンダーCPRの実施率を両方載せている。

委員長：究極の目標ではある。分母が毎年変わるということもあるし、一方で目標とする意義も理解できる。バイスタンダーCPR実施率65%という意義は認めるが、評価Aというのは偶発的な面もあるので、やや厳しいのかなということはある。

委員：2点あり、今後の方針で、救急救命講座の再受講者はこういった人なのか。また、AEDを設置している店があると思うが、そういった店舗従業員もAEDを使える状況か。

消防署：講習会については概ね2年から3年で再受講をお願いしている。AEDの設置については、コンビニは置いていただくだけで、店内の人が使用するということはほぼない。大型の店舗は店舗として講習を受けているので従業員が使用できるという状況はあると思う。

委員長：従業員が使えることが望ましいということである。

委員：AEDは置いてあるだけでなく、何かしら使える状況があると良いと思う。

委員：救急車は3台体制であるが、実際に岩倉市内に救急病院は無いと思う。何かあれば市外への遠距離の出動となる。3台あっても足らなくなる可能性がある。広域で応援はあるのか。

総務課：岩倉市で夜間緊急診療施設はない。搬送も市外搬送が多い。応援体制だが、平成28年に尾張中北消防指令センターができて、近隣市町の救急通報を一括して受けるようになった。そこでは近隣市町の救急車の車両動態を把握している。岩倉市で救急車が不足していれば一番近い救急車が出動するシステムが構築されている。

委員：救急救命士の数は各市町も足りない状況の中で、応援に来る救急車への救急救命士の乗車についてはどうか。

総務課：現実的な話しかできないが、応援要請を受ける署も責任を持ち出動するので、応援で出動する救急車には必ず1人は救急救命士を乗車させることになっている。現状では、応援に来た救急車に救急救命士が不在だったり、応援に行く救急車に救急救命士が不在だということはない。

委員長：救急救命士の19人態勢の構築に向けて努力してほしいということと、バイスタンダーCPRは目標設定の意義は分かるが、救急救命講習の受講者の積み上げの部分と両方の観点が必要だということ。しかし、消防が積み上げてきた総括としては納得ができるということだと思う。

収納率向上に関する取組みを実施している所管課から、以下について説明があった。

- 7 後期高齢者医療保険料の収納率の向上（市民窓口課）
- 8 市税の収納率の向上（税務課）
- 9 介護保険料の収納率の向上（長寿介護課）
- 10 給食費の収納率の向上（学校教育課）
- 11 保育料の収納率の向上（子育て支援課）
- 12 放課後児童健全育成手数料の収納率の向上（子育て支援課）
- 24 上水道事業の健全経営（上下水道課）

委員長：とにかく未納の発生防止を重点に置いていることが分かったが、難しい部分はある。気になったのが、岩倉市は水道料金を新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて納付を猶予している。いずれ収納するのか。また免除については。

上下水道課：水道料金の基本料金を4か月分免除した。水道料金の納付困難世帯については申出により猶予した。

委員長：猶予分がいつの時点か未納に入ってくることはあるか。

上下水道課：できるだけ滞納がないような形で折衝している。少しずつでも収めてもらう形としている。

委員長：資料のとおり、近隣との比較で収納率は悪くはない。冒頭で説明があったように収納率向上推進委員会で連携して様々に滞納する人の情報の共有や転出先の照会をすることで、そういった庁内の体制を組んで収納率を向上させていることは言えるのだろうと言える。ただ、個別のケースで収納が難しい部分もあるのだろうということである。

委員：給食費や保育料、放課後児童健全育成手数料は口座振替か現金での収納で、そのうち口座振替はどの程度の割合を占めているのか。また、金額としてはどのようなか。

学校教育課：給食費については、在学中の児童生徒について支払ってもらっている。学校に学級費の支払と併せて納めてもらい、その後学校から市に収めてもらっているものである。そのため、市に直接口座振替で納めるという方法ではやっていない。

委員長：口座振替を導入した自治体もあると聞いているが、状況はどうか。

学校教育課：近隣市町で実施している自治体は聞いていないが、そうした動きがあるのは承知している。

委員：学校で現金を集めるということか。

学校教育課：口座振替等で集める。

委員：給食費を払えない人はどういう人か。

学校教育課：口座振替の場合は残高不足が考えられる。

委員：基本的には口座振替ということか。

学校教育課：そうである。

委員：学級費の口座振替については、金融機関の指定等を行うことがあったと思う。そうすると、子どもの費用を払うだけのために口座を作らなくてはならない。そこに資金を移すというところで残高不足が発生することもあると思う。

学校教育課：口座振替についてはゆうちょ銀行で実施していると聞いている。

委員：他の銀行でできるようにしてもと思う。

委員：銀行は引き受けないということもあると聞いている。

子育て支援課：口座振替の割合の数値は持っていないが、殆どが口座振替である。月に未納は10件程度、その中で現金で支払う人が3、4件、残りは残高不足である。残高不足については声かけで納付してもらう。また、残高不足の例で、児童手当の振込先口座から引き落としになっているが、引き落とし前に全て引き落とされてしまうようなこともある。保育料も同様に殆どが口座振替である。

委員：未納分の回収にかかった人件費やコストに見合った額が収納されているのか。

税務課：子育てや税金等では違ってくる。コスト計算はしてないが、例えば、保育園での収納方法は保育園での声掛けが主である。税については、コストも大事だが公平性も重要であるので、あまりに無理なものは不納欠損することもあるが、できるだけ回収することとしている。

委員長：税は公平性を重視するということである。

委員：税金は、回収しないと払わなくていいという前提になるというのはだめだということだと理解した。

委員長：給食費等は直接の受益があり、その反対給付であるが、税金については公平性の観点を重視するということである。

委員：クレジットカードを登録して自動引き落としにはできるのか。手数料の関係で難しいのか。

税務課：手数料の話もあるが、クレジットカードを登録してそこから支払うという契約はできない。

委員：収納の関係は、子どもの関係や水道に関してはほぼ収納できているようだが、保険料や市税に関しては少し下がる。収納率向上推進委員会のようなところで滞納者の情報を共有することは難しいか。また、これらの滞納者は同じような人が多いのか。

税務課：システムの関係でいうと市税と保険税は同じ税なので税務課で対応、介護保険料や後期高齢者医療保険料は違う部分で管理している。介護保険料や後期高齢者保険料は高齢者が収納の対象であり、年金から徴収できるので、未納は限られている。そのため、担当課で対応している。未納者が重複しているかは分からないが、税の中では同じ人はいる。

委員：未納者の一元管理は個人情報の関係から問題があるのか。

税務課：法律上の問題はない、債権管理の一元化はしているところもある。その場合でも、徴収困難事例を税務課に持ち込んで、1年間対応するという手段をとっている。

委員：徴収を一元化した方が経費の観点からいっても効率的ではないかと思った。

税務課：補足だが、介護保険料や後期高齢医療保険料は対象が被るので、長寿介護課と市民窓口課で対応している部分はある。

委員長：公平性の観点からコスト度外視というところは税ではあるということ。

委員：滞納がたまっていくと、処理的に何年で時効というのはあるか。

税務課：税は5年である。保険料は2年である。

委員：5年か2年逃げればよいということか。

税務課：逃げないようにということである。

委員：民間だと債権譲渡という話もあるが、そういう話ではないようである。

委員長：滞納整理機構はもう無いのか。

税務課：今は無い。あったときでも債権自体は市にある状態だった。

委員長：なくなった理由はあるか。

税務課：元々10年くらい前に権限移譲の関係で住民税が高くなり、市税県税の滞納が増えたので愛知県が主導して滞納整理機構を作った。9年間やって来た。活動の中で滞納額がかなり圧縮され、派遣された市町村職員もスキルを得て、一定のその使命を達成したということとで終了した。

副委員長：確認するが、市税の令和2年度の不能欠損額が少なくなっているが、こういった理由があるのか。今後のこの水準か、偶然少なかったのか。

税務課：額の方が前年比較で下がっているが、令和元年度は高額滞納があり、それを整理してその不能欠損の数値である。令和2年度はそうした高額の人はいない状況なので、そうした方がいなければこれからもその水準である。高額滞納者も整理していかななくてはならない状況で、完納できない場合に、不納欠損額となる可能性はある。

委員：保育料や放課後児童健全育成手数料においては児童手当から徴収するということであるが、本人の了解がとれればこういったものでも児童手当から徴収できるのか。

子育て支援課：法に基づく中で、限られてはいるが、本人からの申出に基づきやっている。学校給食費や学年費で、児童に関するところで認められている。

委員：滞納額が多いと何か月分に渡っても児童手当から引くことはできるのか。

子育て支援課：可能である。

委員長：児童手当の話も含めて、この5年間で制度が大分変った。介護保険料の年金からの天引きの話もでた。色々な手段でとれるようにしてはいるが、不納欠損は生じている。ただ、どこまで追いかけるのかという話しはある。それも含めて不納欠損にはしているが、大口の不能欠損が無ければ毎年これくらいということが現状とのことである。収納状況は近隣自治体に比べて遜色ないところということであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状態が厳しい人も増えてくる。水道料金の猶予した額が滞納額に変わっていくという可能性がある。要因は様々だが、この収納率の水準を維持して欲しい。個人情報関連もあるが、横の連携で情報共有してもよいのではというのがこの委員会での意見である。

税務課から資料に基づき下記について説明があった。

14 クレジットカード収納の実施

委員長：クレジット収納について、モバイル収納に切り替わったということところだが、どうか。

委員：クレジット収納が収納率に繋がっていないという話もあったが、クレジットカードを作る人は元々信用がある人で、滞納者とは考えにくい。これは利便性の向上のために実施しているという考えでよいのか。

税務課：何度か質問もあったが、費用対効果も大事だろうというところで、クレジットカード収納の導入にはシステム改修費用も多額を要することが分かってきたところで、モバイル収納というものが出てきた。今後も、情報収集に努めて、費用を掛けずに、利便性を向上できるものを模索していく。今回ペイペイとラインペイとペイディーを導入したが、コンビニ収納と同じ手数料ということなので、あまり費用をかけずに導入できた。

委員：手数料は振込んだ者の負担か。

税務課：モバイル収納の手数料はコンビニ収納と同額であり、市の負担である。

委員長：ペイペイによる支払は増えているのか。

税務課：12月からの実施なので、令和2年度における実績はそこまで多くはないが、市県民税で27件、固定資産税で50件、国民健康保険税で53件である。実施したのが納税通知等を送ってしまった後で、広報やホームページで周知をしたが、知らない人もいたと思う。

委員：納税通知に案内を入れることができるか。

税務課：令和3年度の納税通知に案内を同封した。現時点で利用者は増えていると感じている。

委員：ペイペイで納付した場合にポイント還元はあるのか。例えば市民税の口座振替を登録しているが、ポイント還元があるならペイペイに代えようと思ってしまうのではないのか。

税務課：口座振替は一度登録すれば自動的に納付される。市として口座振替を推奨している。ペイペイ等では自発的に納付に行かなくてはならない。そうした利便性をポイント還元とどう考えるかというところである。

委員：税の納付等は1年に何度もなく、ペイペイ等では速やかに支払えるものと思った。

税務課：税の種類によると思う。固定資産税なら年1回で済むと思うが、国民健康保険税なら年に9期ある。それを年に1回まとめて払うのか、每期忘れずに払うのかというところである。市としては口座振替を推奨しているが、口座振替できるのが市内に支店のある金融機関のみということで、そういったところに口座を持っていない市民の利便性向上という部分では導入する意義のあるところだろうと思う。

委員：市税でポイント還元もあるということで、モバイル収納に流れてしまう一定のリスクがあるのではとも思った。また、手数料を上げていくということもあったので、どこまで信用していくかということである。

税務課：契約は、コンビニ収納の委託業者と一括で委託している。それでコンビニ納付と同様の手数料でやっている。ボリュームメリットなのか、手数料としては安いと思う。口座振替からの移行については、数件問合せがあったものの、おそらく殆どがコンビニ収納からの移行となると考えている。モバイル収納の利用は増えているので、状況を把握して考えていきたい。

委員長：モバイル収納の事業者も利益を上げるモデルを作らなくてはならず、今のような形

が続くとは思わない。

委員：手数料はどの程度か。

税務課：今の契約は1件当たり58円＋消費税という契約である。口座振替だと10円＋消費税である。

委員：全ての税についてモバイル収納に替わったとしても1億円くらいかかることはないということか。

税務課：そう考えている。

委員：公平性の観点から市が手数料を負担しているのにポイント還元があるというメリットがあるというのは気にかかった。長期的に見て未納者を減らすという部分で気になった。

税務課：今のところコンビニ収納と同様に1件あたりの手数料であるということと、クレジット収納の場合は、納付額の一定の割合がかかってしまう。そうした場合の手数料負担は本人に負担してもらうようにという通知が国からも来ているので、仮にクレジット収納を導入する場合は、市としてどの程度負担するかというところである。

委員：クレジットはポイント還元が多いので、そのような対応は必要と思う。

委員長：モバイル収納の動向は注視しないといけない。

25 下水道事業の健全経営

39 計画的な基幹管路の耐震化

委員長：公営企業会計に移行して、経営戦略を策定したのが5年間の最大のポイントであって、それらが達成されたのでA評価だろうと。策定した経営戦略がどういったものかということと、それらが上下水道料金にどう関わってくるのか気になるところである。その際に一番関係するのが基幹管路の耐震化という部分であろうと思う。基幹管路の耐震化が44.7%というところであった。基幹管路以外も含めた場合の耐震化率は35.2%という資料が今回提出された。最終的には基幹管路は全部耐震化することを目指すのか。

上下水道課：そうである。

委員長：基幹管路以外の管はどうするか。

上下水道課：枝管等は随時されていく部分がある。新しい管はもちろん耐震を考慮するが、古い管は徐々に更新していくということである。

委員長：基幹管路以外も含めて40年で置き換えようということか。

上下水道課：40年という年数は、経営戦略で、今後40年間で必要な更新費用を算出したものである。183億円という試算である。期間管路以外の管ももちろん100%を目指す。市内の管路の延長は243キロで、毎年3キロ程度更新している。毎年1、2%の更新なので、まだまだ時間はかかるが、災害対策の充実という観点からも継続させていきたい。

副委員長：基幹管路以外の資料が出ないのかと思ったら、資料が出てきてよかった。この中で、今後の方針の中に自己水源の廃止の検討があった。耐震管の基幹管路、県水の導入も耐震管だと思うが、県水の導入管の管は災害に堪えうるという前提のものが付設されているのか。

上下水道課：県水の導入管について、現在県でも管路の更新事業をしている。全ての管が耐震管ではない。岩倉市に県水が来るまでの管の耐震化率の把握はしていない。県も順次更新をしているというところである。

副委員長：災害時に全て県水でまかなうのは可能ではないと分かった。自己水源廃止を方針としているが、やはり自己水源の維持管理費は係ると思うが、災害を考えて県水の導入ができないような場合に、自己水源が動くことが想定できるのか。そうした場合に自己水源は災害時に重要でないかと思う。そう考えると、検討は良いが、検討の中にそうした緊急時の要素も勘案してほしい。費用対効果で自己水源を廃止と安易に考えるのではなしに、災害時に上水に頼るときに岩倉市民によいように考えて欲しい。

上下水道課：自己水源の廃止は方針でなく、全て廃止とも考えていない現状である。一方で自己水源を汲む施設も老朽化しており、その更新費用の問題もある。費用は水道料金で賄うというところで、多角的な観点から検討している。災害時に県水が止まると考えることもできるが、災害で犬山の上水施設の停止も考えられるが、現状市全体の7割が県水なので、県水が停まれば断水となる。施設の方に異常が無く、水の汲み上げが可能であれば応急水源として活用することも考えられる。全て廃止ではなく、応急給水の活動に役立てるような検討もしているということは理解して欲しい。

副委員長：自己水源の廃止を検討する際に緊急災害時に一般企業で自己水を持っているところの活用も含めて考えたときに廃止が適当と考えるのはわかる。意見として付け加えておく。

上下水道課：色々な方面から考えていきたい。

委員長：上下水道施設の更新には金額がかかることであるし、災害時の水の確保の観点も大事であるので、それを鑑みて検討して欲しい。莫大な費用が掛かることなのでこれをどうしていくのかということは岩倉市全体の財政の中で大きなウェイトを占めていくということになると思われる。それをやっていくためにどこを削るのかというのが課題と思う。

委員：自己水源の話だが、自分の地域は自己水源と言われている。先に断水があった際に直ぐに県水で使えるようになると言われた。逆に、県水が断水した際に自己水源を利用できるようなことはあるのか。

上下水道課：供給量に限りがあるため、市内全域への供給は難しいと思われる。県との連絡管があり、それらを開ければ一定融通が利くようになる。ただし、直ぐに使えるわけではなく、錆等も出るため、しばらく洗管してから使う。

委員：井戸の水はろ過等しているのか。

上下水道課：水源によってマンガンの除去や塩素の投入をしている。

委員：いわくらしやすい水が地下水と聞いているが、それらも同じく塩素等を投入しているか。

上下水道課：水については地下から汲み上げて塩素を投入した後、加工業者で塩素を抜く処理をして充填の上販売している。水道水と比べると味は違う。

行政課から資料に基づき下記について説明があった。

13 使用料、手数料等の適正化

16 土地開発基金補油土地の適正化

17 公共施設の活用による財源確保

委員：ナンバー13について、平成29年度、30年度でコスト計算ができたが、結果的に消費税の引上げ相当分のみしか反映できなかった。令和2年度の実施効果で180万円の増となる見込みと記載があるが、直近の利用実績がどういったもので、如何様にもなるのではないか。また、ナンバー16について、平成30年度までと令和元年度以降では土俵が違うのではないか。平成30年度までは土地の適正化方針の策定で、令和元年度は、方針の策定を諦め、たまたま農地を売れるようになったから売ったというように見える。土地の適正化方針はどこにいったのか。

行政課：ナンバー13だが、コスト計算をして、どの施設も大幅な値上げをしないと成り立たないといった結果となった。コスト計算は人件費や建物の減価償却費を入れるかどうかということで大幅に数字が変わってくる。当市では人件費と減価償却費の両方を入れた。先ほどの180万円は消費税だけを加味した場合である。平成26年度から28年度までの決算額の平均額から算出した数字である。歳出は、消費税の上昇によって350万円程上乗せになるので、消費税で増加するコストの半分程補填したところである。ナンバー16については、土地開発基金で保有する40筆ほどの土地には残地、道路の先行取得、農地として活用していく方針で購入した土地、行政財で替地等様々なジャンルの土地があり、それらを活用する方針をまとめることについて課題が多く、止まってしまっている。農地の売払いについては、偶発的な要素かもしれないが、できることからということで、利活用という部分で、現時点で活用見込みのないものを売ろうという方針が出てきた。

委員長：活用方針が無ければ、まずは売り払おうということが方針となったということか。

行政課：そうである。

委員：方針とそれに基づく実施が基本かと思う。方針を作ることが難しいことも分かる。方針を作ることをあきらめたような書きぶりがある。基本にべき論があるべきで、それがなくなるのはおかしいと思う。方針を全体としての道筋として用意すべきではないかと思う。

行政課：策定をあきらめたわけではない。今後の方針としてはしっかりと方針の策定に取り組みたい考えがある。

委員：ナンバー13の使用料、手数料だが、応益割はわかるが、応能割とは何か。

行政課：所得に応じてもらう費用を分けるというところである。

副委員長：ナンバー16だが、土地を先行取得するのは分かるが、県の計画路線にはあるが、計画実施に切り替える方針になっているところでないようなところがある。いつ県道が延長更新されるかわからないが、色々な土地を公共施設として活用する前提で土地を市民から譲ってもらったときに、代替地として提供する前提で用地買収の担当が買収しているのか。用地買収の担当者は行政課ではないと思う。代替地として取得している以上は、少しでも先行取得の土地などを代替地として提供できるのか努力しているのかということ。そ

ういうことも含めて代替地の利活用の方針を決定しなければならないと思う。

行政課：建設部が用地交渉をしている。決して建設部が代替地の情報を把握していないということではなく、行政課と情報交換として代替地の情報は提供できている。昨年度用地買収に伴う代替地として提供できている。

副委員長：せっかく公共のために土地を提供しているので、無駄にするようなことは避けてほしい。また、売り払いした土地については当時の取得価格で売るのでなく、自己評価した価格で販売しているものか。

行政課：自己評価をしている。鑑定評価をして、適正価格での売り払いになっている。

委員：ナンバー17で、市庁舎の敷地にあるATMコーナーの廃止とあるが、ATMは行政が委託したものか金融期間か設置したものか。それ以外にも市の持っているもので民間に利活用を委託して収入を得ることができるものはあるのではないかと。自分たちが欲しいものを置いてもらうのではなく、場所を用意して、民間にその利活用について提案を求めるようなことが必要ではないかと思った。また、不動産の関連で、有効活用も難しいと思うが、先行取得している土地も多くあると思う。駐車場等で利用しても良いのではないかと。草刈り代や固定資産税分だけでも出るようにしてもよいのではないかと。

行政課：市庁舎のATMについては、市から依頼したものでなく、金融機関が設置し、その使用料をもらっているものである。金融機関から撤退の申し出があった。民間の提案についての話は、公共施設というところを鑑みながら、市民に有益なものは検討したい。草刈りは、市有地だと市民の声をもらうこともある。資材置き場として短期間貸出し収入を得ることはある。

委員長：駐車場等は民間では小さな土地でも活用して実施している。収益を上げようというなら、利活用はあり得ると思う。

副委員長：土地開発基金で保有している土地ではできないのではないかと。短期なら可能と思うが、通常の用途として使おうとすると制限があるのでは。

総務部長：道路用地として取得した土地はそれ以外の用途に使用するの難しい。提供者からもそうした利用を嫌がられる場合がある。一時的なイベントで使うことは可能である。

委員：ナンバー17でネーミングライツ検討とあるが、検討の状況としてはどうか。

行政課：ネーミングライツは、企業にも多額の費用負担が要ることから、検討している施設はあるが、一旦、保留としている。そうした施設の状況と企業の意向が合う段階を模索して実施したい。

委員長：使用料、手数料の定期的に見直しは必要だと思う。減価償却も含めて考えたら、現行使用料の10倍20倍もの料金を取らなくてはならないから、どの自治体も少しずつ、徐々に値上げしているような状況がある。それを消費税分しか上げられなかったということは、将来に禍根を残す事だろうと思う。やはり、減価償却と施設の維持管理費用を市民に理解してもらい、それで、適正な使用料として値上げせざるを得ないのではないかとと思う。今後も実施してほしい。また、土地開発基金土地の利活用は、難しい部分はあるが、少しでも収益を得るよう努力して欲しい。また、民間に活用の提案を求めることは、検討

が必要になってくるのではないかと思う。